

総務常任委員会

平成25年3月15日（金曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 3 月 1 5 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 9 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 1 号 旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 新市建設計画の変更について

出席委員（7名）

委員長	木 内 欽 市	副委員長	伊 藤 保
委員	高 橋 利 彦	委員	柴 田 徹 也
委員	太 田 將 範	委員	飯 嶋 正 利
委員	大 塚 祐 司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 林 俊 介

説明のため出席した者（２３名）

副市長	増田雅男	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	加瀬寿一
企画政策課長 兼被災室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
監査委員 事務局長	馬淵一弘	その他担当員	１２名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	榎澤茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案、8議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきますと思います。

よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可しましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さん、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました議案は8議案であります。どうか慎重なる審査をお願いしたいと思います。

また、この席に私も最後まで同席できませんけれども、よろしくお願い申し上げます。

では、木内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりご挨拶をお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまです。

本日、審査をお願いいたします議案は、平成25年度の予算議案が議案第1号の一般会計の1議案、平成24年度の補正予算議案が議案第9号の一般会計の1議案、条例の制定議案が議案第21号の市営住宅の整備基準を定める条例の1議案、条例の一部改正議案が、議案第25号の市営住宅条例、議案第32号の非常勤職員の費用弁償条例、議案第33号の公益法人への派遣条例、議案第34号の一般職の給与条例の4議案、議案第45号の新市建設計画の変更が1議案の計8議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

ここで林議長は所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（議長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る２月28日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第１号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第９号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例制定について、議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての７議案と、去る３月６日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第45号、新市建設計画の変更についての１議案の計８議案であります。

初めに、議案第１号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第１号、平成25年度旭市一般会計予算の議決につきましては、既に過日の全員協議会におきまして予算の概要を説明申し上げ、また本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところであります。ただ、さらに何点かに絞りまして、各所管課より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

財政課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、総務課所管の人件費について補足説明を申し上げます。

予算書の288ページをお願いいたします。

給与費明細書の一般職分でございます。

表をご覧ください。

まず、上段の（１）総括の職員数、本年度691人は、平成25年１月１日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、採用者及び会計間の異動等を考慮して、25年度の配置予定者数を計上したものです。前年度と比較して14人の減となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額は25億7,566万1,000円、前年度と比較して6,190万7,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるもので、給与改定に伴う減額分と定期昇給による増加分及び退職等のいわゆる新陳代謝による減額分も含んでおります。

職員手当につきましては、下段に内訳を掲載しております。まず、扶養手当です。手当の内訳は、配偶者の扶養手当が月額 1 万 3,000 円、子ども等の扶養手当が 1 人 6,500 円です。前年度と比較して 168 万 6,000 円の減は扶養人数が減少したことによるものです。

次に、住居手当です。この内容は、借家の家賃に応じて計算し、支給限度額は 2 万 7,000 円で、前年度と比較して 331 万 5,000 円の減額は、持ち家分に係る経過措置額の廃止によるものです。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道 2 キロ以上の者について距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は定期券等の運賃相当額を支給しております。前年度比較 169 万 8,000 円の減額は、支給人数の減によるものです。

次の特殊勤務手当、時間外勤務手当については前年度と同額です。特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は 1 回 200 円から 500 円です。次の時間外勤務手当は、平日の午後 10 時までは 1 時間当たりの時間単価に 100 分の 125 を乗じて得た額、週休日の午後 10 時までは 100 分の 135 を乗じて得た額、午後 10 時から翌朝の午前 5 時までは、さらにそれぞれ 100 分の 25 を加算した額等を支給します。

次に、宿日直手当です。これは、休日の日直業務をした者に支給するもので、1 回 4,200 円を支給します。

次の管理職員特別勤務手当及び下段の休日勤務手当については前年度と同額です。管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日に勤務した場合に 6,000 円から 1 万円の範囲で支給するもので、実際は、手当に替えて代休で処理することがほとんどです。次に、休日勤務手当は、休日に勤務した場合に、1 時間当たりの時間単価に 100 分の 135 を乗じて得た額を支給するものです。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月 2 万 7,800 円から 4 万 4,300 円を支給するものです。前年度と比較しまして 398 万 4,000 円の減額は、管理職人数の減によるものです。

続いて、期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は、6 月が 1.225 月、12 月が 1.375 月、勤勉手当は 6 月も 12 月も 0.675 月で、合計で年間の支給率は 3.95 か月分であります。前年度と比較して、期末手当は 1,771 万 5,000 円の減、勤勉手当は 909 万円の減となっております。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給されるものであり、3 歳未満の子どもについては月額 1 人 1 万 5,000 円、3 歳から 12 歳までの子どもについては、第 1 子と第 2 子は 1 人 1 万円、第 3 子以降は 1 人 1 万 5,000 円、中学生については 1 人 1 万円支給されるものです。

なお、子ども手当からの制度改正によりまして、3歳未満の子に係る支給額について1人当たり2,000円の増額と、3歳以上の子に係る支給額については1人当たり3,000円が減額されたところであり、さらに支給対象となる子ども人数の減少分を考慮して、前年度と比較して160万8,000円の減となっております。

夜間勤務手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しており、対象は主に消防職員です。

以上で総務課所管の補足説明を終わりにいたします。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、予算書の64ページをお願いいたします。64ページです。

2款1項8目電子計算費の説明欄2の電算システム運用事業、13委託料です。1億1,886万4,000円と、それと14使用料及び賃借料1億6,657万3,000円について、2つご説明申し上げたいと思います。

初めに、電算機保守委託料、1億610万9,000円です。これは、市役所内の電算に係る保守委託料でありまして、住民票だとか印鑑証明、住民税、固定資産税、保育料、健康管理等の住民情報系システムと財務会計、文書管理、人事給与等の内部情報系のシステムの保守委託料でございます。

次に、電算業務委託料、2,275万5,000円は、統合型地理情報システムだとか、あとは国や地方公共団体を結ぶL G W A N機器の更新に係る業務委託や戸籍システム、子ども医療システム、住民基本台帳システム等の改修に係る業務委託料でございます。

次に、14節使用料及び賃借料の事務機器賃借料でございます。1億6,556万5,000円です。先ほど説明しました住民情報系システムや内部情報系システム等に係る電算機器の賃借料等で、既に5年間の長期継続契約を行っているものでございます。

次に、少し飛びますけれども、予算書の199ページをお願いいたします。199ページです。

8款4項2目住宅建設支援費の説明欄1の被災者住宅再建支援事業7,500万円でございます。東日本大震災により被災した世帯のうち、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない世帯に対しまして、県の制度があります。この県の制度による支援金を交付するものでございます。予算の内訳ですけれども、液状化等により、半壊、一部損壊を受けた住宅の基礎の修復や、住宅の地盤復旧工事を行った場合の上限額100万円が56世帯、それから半壊を受けた住宅を補修した場合の上限額25万円、76世帯合計の7,500万円を計上したものでござい

ます。

以上で、第1号、企画政策課所管の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、当初予算につきまして、市税の補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをご覧くださいと思います。

1 款の市税でございます。平成25年度の市税の合計額につきましては、68億7,500万2,000円で、前年度比2億3,600万3,000円、3.6%の増を見込んでおります。ちなみに、内訳としましては、現年度分につきましては、67億1,273万2,000円で、前年度比2億3,086万4,000円、3.6%の増、滞納繰越分につきましては、1億6,227万円で、前年度比513万9,000円、3.3%の増を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1 項 1 目個人市民税につきましては、27億7,295万9,000円で、前年度比9,796万9,000円、3.7%の増を見込んでおります。このうち1 節の現年課税分の均等割につきましては、納税義務者3万2,133人を見込み、税率3,000円を乗じまして、調定見込額9,639万9,000円といたしました。現年課税の徴収率につきましては、95.5%で、前年度比0.2ポイントの増を見込んだものでございます。

続きまして、1 項 2 目法人市民税につきましては、5億953万9,000円で、前年度比5,716万円、12.6%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては、98.4%で、前年度比0.2ポイントの減を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は、26億8,997万8,000円で、前年度比117万2,000円の減を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては、95.0%で、前年度比0.3ポイントの増を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は、1億5,191万3,000円で、前年度比1,398万6,000円、10.1%の増を見込んでおります。現年課税分の徴収率につきましては、94.0%で、前年度と同率を見込んだものでございます。

続きまして、4 項 1 目市たばこ税でございますが、5億557万8,000円で、前年度比6,374万3,000円、14.4%の増を見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

7 項 1 目都市計画税は、2 億3,455万9,000円で、前年度比405万円、1.8%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては、95.0%で、前年度比0.3ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、13ページの市税についてお尋ねします。

行政運営上で、歳入の中で市税は根幹をなすものでありますが、そういう中で、この市税の徴収率、これは、何を基準に、徴収率を決めてあるのか、まず最初にお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 徴収率につきましては、24年度の徴収見込みの徴収率、それから過去の伸びを基準に、25年度の徴収率を決定しております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 前年、その辺をベースに、徴収率を決めたということでございますが、こういう税を含めた中で、今、行革課が作られているわけですね。それで、行革課の中ではこれらを含めてやるということですが、ということになっているわけですね。そんな中で、アクションプランにもこの徴収率を上げるための数値が示されているわけですね。ですから、行革にもそれがあるわけですから、やはり数値目標がなければ、これは、計画というのは何もならないと思うんですが、そういう中で、なぜ前年のベースじゃなく、この行革のアクションプラン、それを基準に、この徴収率を考えていかないのか、その辺、ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） アクションプランの目標数値、確かにございます。それで、予算の歳入の立て方なんですけれども、税、確かに収入の根幹をなすものでございますので、あくまであまり高い目標数値を組みますと、歳入欠陥という大きな問題がございますので、過去の流れと、それから24年度、直近の見込みの徴収率を基に、言葉はどうか分かりませんが、安定した財源を得られるような予算の組み方というようなちょっと消極的ですが、そ

ういう形で組んでおります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、旭市は、徴収率は悪いんですよね、県内でも。それで、それらを含めた中で、この行革課ができたと思うんですが、それは歳入欠陥を起こしたという問題もあるかもしれませんが、やはり数値目標が無ければ、これは誰もやる気にならないと思うんです。それでまた、やらないと思うんですよね。これは、例えばそういう歳入欠陥を起こしても、これはその数値目標を掲げた中でやっていくべきだと思いますが、その辺、副市長、それから行革の課長、よく私が、行革課を作ったときには数値目標がなかったからと言いますが、やっぱりそれでは何のために行革課を作ったか分からないと思うんですが、その辺を含めて、この行革のアクションプランも含めて、どういうふうに今後やっていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 予算の歳入での徴収率とは別個にアクションプランの目標数値があるということで、まず1点ご理解いただきたいと思います。

アクションプランのほうでは、毎年0.2ポイントずつ上げていこうということで、税については目標ができておりまして、その目標はこの予算よりも高い目標になっております。ただ、先ほど税務課長が回答しましたとおり、予算の上では、ちょっと安全を見たいということで、低目で設定されているということですが、今年度、24年度に徴収対策室ができて以降、このアクションプランの数値よりももっと頑張ろうということで、徴収対策会議というのを毎月やりながら進んでおりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 皆さん方、こういう書類を作るのは誠にまめによく作るんですよ。ただ、これが実行されなくちゃ何にもならないわけですよ。それで、ですから多少の歳入欠陥ができたっていいじゃないですか。やっぱり目標数字が無ければ、企業だって同じですよ。みんな目標数字を作ってやっているわけですよ。ただ、これは、絵に描いた餅、幾らやってもしょうがないと思うんですが、恐らくこの16年、合併したとき、17年ですか、合併したときと比較して、今の徴収率は落ちていると思うんですよ。その辺を踏まえて、今後、徴収率を上げるべく努力していただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 増田副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、あくまでも先ほど課長のほうが申し上げましたけれども、予算上はあくまでも安全を見て、それでこのような数値、徴収率を計上させておりますけれども、目標は、あくまでもアクションプランの数字の目標に向かってやっておりますので、その辺でご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 68ページ、定住促進奨励金交付事業が2,000万円ですが、これの細かい規定というか、これはよそから定住を目的にという事業ですが、どのような規定があるのかなど。

それと、こういったものに対する広報というのはどうするのか。ホームページ等には載ると思うんですが、市外の人に対して、どういうふうにこういうふうなものを広報していくのか、工務店なりいろんな業者があると思うんですが、そういうところにもこういったものを配布していくのか、よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、お答えいたします。

68ページの説明欄5番、このまず内訳を申し上げたいと思います。

2,000万円は、新築のためのお金として30件、中古住宅でもということで、中古住宅の購入が10件、合わせて40件掛ける50万円ということでこの金額でございます。

PRですけれども、とにかく市内ではなくて市外の方、当然ですので、ホームページ等を利用して大いにPRしたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 今、市外と言いましたが、例えば3か月でも4か月でも外に行っていれば、また戻ってくればこれは市内ということになってしまうんですか。いかがですか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） おっしゃるとおりであります。そういった細かいところはこれから十分詰めていきたいというふうに考えております。まだその要綱は制定していませんので、これから作っていきますというところであります。また、細かいとこ

ろが出ましたら、お知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 広報のほうも、今、住宅メーカーさんとか、こういったものも旭市へと
いうことで売りになると思うんですよね。そういったものもお知らせしたらいかがなという
ふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これも委員おっしゃるとおりでございます。
そういった方も利用させていただければ、より有効にいけるんじゃないかなと思っておりま
す。ありがとうございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 関連しておりますので、60ページの14委託料、ホームページ作成委託料、
それから65ページのやはり13委託料、コンサルタント業務委託料。このホームページをなぜ、
私、この前も言っているけれども、なぜ、今、電算にかなりの金額をかけているわけですよ
ね。ですから、なぜこのぐらいのものを市でできないのか、それからコンサルタント業務委
託料というのはどういうものか、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 初めに、60ページです。

この委託料、なぜできないのかというところであります。これは高橋委員から何度も言わ
れておりまして、まず全体の量が追いつかないというのが1つ例であります。それは、具体
的に申しますと、ホームページのページ数が3,000ページを超えているような状況でありま
す。それが全体の量に追いつかない。それを全部見るには追いつかないというのがまず1つ
の理由。

それから、2つ目としまして、セキュリティ対策です。作ったものを書き換えられたり
なんか、そういったことは考えられます。そういったことも考慮しまして委託してあります。

それから、もう1つは、これはおまえたちもできるんじゃないと言われるかもしれませ
んけれども、やはり見やすいホームページを作りたいということで、それにたけているとい
う業者を頼むと、こういうことの理由でございます。

それと、65ページでございます。

これは真ん中辺です。13委託料、コンサルタント業務委託料、これはITアドバイザーと言われるものであります。これはどういうものというご質問でございます。お答えいたします。

これにつきましては、電算業務というのは、日進月歩、毎日毎日が新しいものに変わっているということでありまして、そういった新しい情報を入れたいということがまず1つ。

それから、2つ目としまして、予算を要求したり、見積もりをとったりということを業者から行っております。それをチェックさせるということでやっているということが2つ目です。

それから、もう一つ目はいろんな情報管理の規定等もあります。そういったもののアドバイスを受けて、こういったことが主な内容でございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ホームページが3,000ページあったって全部直すわけじゃないでしょう。部分でしょう、幾つもないわけですよ。

それから、コンサルですか。今の説明だと、はっきり言って、もう電算業務に関しては、市では全く手も足も出ない、そういう中で、なぜ、じゃ逆に2億円もかけてやるのかという問題なんですよ。ある程度は、市にそれなりのセクションを作る、専門家とは言わないけれども、職員をそこに採用したらやめるまでそのセクションに置く、やっぱりそういうシステムが、これからは作るのが本当じゃないんですかね。その辺、どういうふうに考えているのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 高橋委員、もうずっとそのことを言われていまして、それにたけている者を雇って、それをずっと勤務させて、専門のセクションを作ったらどうかということでもあります。

その辺につきましても、今、情報管理班という5人のメンバーで集中してやっているわけがあります。さらに、たけた者をということでもありますけれども、その辺は、委託と、じゃそのそういった専門のチームを作ってやらせたほうがいいのかどうか、その辺とか、もう少し具体的に説明できるようにしたいと思います。

我々は、今、委託したほうがいいのかというふうに考えているわけです。高橋委員のほうは、

いや、そうじゃなくて専門の者を入れて、最後までそのセクションでやらせろということで
すけれども、その辺のところは、また改めて説得力のあるやり方でお答えしたいと思います。
今の段階ではご理解をよろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、市役所に似たような組織と言えばこの辺では農協
ですね。農協なんかは、あれは、野菜の生産から豚の生産、それから購買品、一切合財、農
協の職員でやっているわけですよ。そうそう内容的には変わらないと思いますよ。そんな中
で、農協の電算システムから比較したら市はえらい高いんですよ。ですから、よくやはり
同じ、ほら行政だけじゃなく、そういう団体、その辺とも比較した中でやってもらったほう
がいいと思うんですよ。今の説明を聞いたって、みんな全然、市が手も足も出ないでしょう。
それが現実だと思うんですよ。ですから、その辺、いつも検討じゃなく、やっぱり早急に行
動を起こしたほうがいいと思います。

それから、もう1点、58ページの19備品購入費、車両購入費。これは車を購入ですから買
ったということだと思うんですが、なぜ、この前、公用車、たしか入れていますね。その時
は、リースのほうが、率がいいという話ですが、率がいい中で、なぜこれを購入するのか、
お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ここの270万円なんですけれども、具体的には軽自動車3台分を予
定しています。実は、各課それぞれ予算要求の段階でたくさん上がってきます。実際に動い
ている車両なんですけれども、実は、平成9年以前、少なくとも15年以上たっている車が10
台あります。それらをずっと乗らせるわけにはいかないということで、壊れた段階でうちの
ほうが一括して予算を盛って、その中でどうしても不足する分については手当てをしてい
くということで、これはそのためのものとして用意しているということでございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そういうことじゃないんですよ。これは購入でしょう。なぜリースにし
ないのか。この前は、リースのほうが、採算がいいからということでリースにしたわけす
よ。それを今度、なぜこれをリースにしないのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） リースと購入、リースのほうが、率がいいじゃないかという話でご

ざいます。ただ、リースでそのまま1台は預けるという形ではなくて、少なくとも、今、例えば庁舎ができて上がる段階までは、車両の一元的な管理で台数を減らしていく必要があるだろう、その時に一元的な管理ができる方向で進めたいということがあって、それをにらんだ中で本当の最小限での入れ替えを考えたいと、ですからいつ借りるのかという、そういうことではなくて、今までも、この数年なんですけれども、実は中古車を購入していました。ですから、場合によってはそういうことも想定しながら、本当の車両の状況を見ながら、本当に必要最小限だけ入れ替えていくということで、今回はここに購入費を載せているという状況です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 車の台数とか、そういう問題じゃないんですよ。一括管理とか、その問題じゃなくて、時によっては、リースのほうが、率がいいからということで、リースで入れたわけですね。それが今度はなぜ購入するのか。リースが、率がよいということであれば、今回だって、これはリースのほうがいいわけでしょう、財政面で。そのことなんですよ。何台入れたとか、そんな問題じゃなくて、なぜその時々によって、購入になったり、リースになったりするのかということです。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 昨年その議論があったかと思います。確かに、リースであれば日々のメンテナンスはリース会社がやっていただけると。ただ、それが基本は5年ということであると。5年のその先は、今度は、リースアップということで安く借りることができる。その辺については、どちらがいいということは、確かにリース、その時点ではリースも一つのメリットがありますよということで、リースにした。ただ、こういう本当に長く使う車については、しかも中古で購入するようなことも想定した中では、リースよりも、やはり本当に安く手に入れられるものがあれば、購入することも想定したいということで、ここに予算を盛っているということですから、その根本的な議論の話になってしまうと、ここに本当に必要な、どうしてもその時点ですぐ必要ということであったときには対応できないということもありますので、今回はこういう形をさせていただいているということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに、質疑。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） それでは、ちょっとお尋ねいたします。

61ページの「がんばろう！旭」復興支援補助金、その中で説明を前にいただきまして、飯岡の夜に光をともす事業ということで1,000万円予定されているそうで、これは内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、61ページ、1ページ戻りますけれども、道の駅施設整備事業、次の62ページに調査設計委託料が組まれております。中央病院の飯岡バイパスに抜ける道の何か南側に予定されているということで、病院が近いわけで、この道の駅に病院のお客様をどう呼び込むとか、そういったことはどう考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 2点ご質問がございました。

まず初めは、63ページの「がんばろう！旭」復興支援事業であります。そのうちの19節の補助金の内容の中で、飯岡の夜に光をともすと、これは、要するに津波で街灯がもうなくなっちゃって、暗くなっちゃったなという住民の声があるわけですね。それに対しまして、LEDの街灯を増設しようと、そういった状況の1,000万円であるということであります。

それと、あとは道の駅でございます。これは、中央病院に來た方をどう呼び込むかと、こういったご質問の趣旨かと思ひます。この辺については、呼び込めるようにあの位置に決めたということなんですけれども、具体的には中央病院に行つてどうのこうのということではありません。場所を選ぶときに、中央病院のあそこであれば全体の地元の方がこれだけ來る。中央病院にも年間100万人來ているというその事実がありますので、それを呼び込みたいということで、具体的にどういふ呼び込みをするかではなくて、あその場所を選んだときに、それが有利だということで、あその場所を選んだということで、ご理解をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） さきの件は分かりました。了解しました。

今の中央病院の件なんですけれども、設計をもう申し込むわけでしょう。その時に、ある程度希望を言わないと、いい設計ができないと思ひうんですね。この辺が大事だと思ひうんですよ。業者はそこまで考えません。これこれこういうようないふことで設計をしてもらいたいと言ひえば、それで考えるわけですし、先ほど高橋委員がコンピュータの話をしていました。ですから、なかなか日進月歩の時代に、どんどんコンピュータというのは高度に進んでいきますから、それはなかなか追いついていかないのは、それは分かると思ひうんですけれども、全く

の素人では駄目だと思うんですね。頼むほうも、ここはこんなふう到手直ししてほしいというある程度の踏み込みがないと、ニーズに合ったソフトができてこないと、それと同じで、この設計も、ただ単に中央病院のそばに造ったからそれでいいじゃなくて、その辺は、もう少し踏み込んで、ここはこうやってくれないかという指示をしながら、設計を頼まないと、いい設計は、できないんじゃないかと私は思います。

ちょっと提案なんですけれども、私たちが、もし病院に行って何がつかいというのと、やっぱり待ち時間だと思うんですね。中央病院は、まず一番先に診察までの待ち時間で傷められるわけですね。それで、やっと診察が終わって会計を支払う、だいぶ早くなったように思いますが、その後、今度は薬を待つわけですよ。我々は、近くですから、いやいや、薬なんか後でもいいやということで、もう金だけ払ったら、薬のでき上がるのを待たないで、ほかの仕事をしています。でき上がったころ、夕方でもとりに行けるわけですよ。ところが、これは、茨城のほうから来た人は、それがいかない。そうすると、この死ぬ時間なんですよ。死んでいるんですよ、この時間というのは。これは、皆さん、その立場になって考えれば分かると思うんですね。やっと診察が終わって、金を払って、そして今度は薬の待ち時間で待たされると、これは非常につらいと思うんです。せっかくその場所に造るんですから、例えば、もちろんやると思うんですけれども、ピストンバスを運行して、10分置き、15分置きにピストンで巡回するバスがあれば、その待ち時間、そのバスに乗って息抜きができるわけですよ。ですから、この道の駅の販売の上でもプラスになるし、これは待つ人にとってすごい息抜きになると思うんですね。どう思います、この辺。ちょっとひとまず、取りあえずお答えください。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今ご質問は2点あったかと思います。

まず、1点目は、設計をやるんだから、何も分からずに頼むんじゃなくて前段があるでしょうということが、まず1点ございました。

それは、今、建設準備委員会を毎月1回やって、この3月をもって、実施計画書なるものを作っていきます。ですので、この実施計画書を基に、設計のほうを頼むということでありますので、その辺のところはご理解をお願いしたいと思います。

それから、待ち時間、待ち時間をうまく使って、中央病院の待っている人をうまく使ってPRしろよなど、バスを使うかどうかは別にしましても、こういったことは、委員がおっし

やるように、そういったことを具体的にやっていきたいと。やっていきたいというのはこれから詰めていくんですけれども、その辺はご意見として伺いたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 中央病院に何かコーヒーが入っていますよね。何だっけ、スタバじゃなくて何だっけ、それが非常に売れていると。待ち時間が、居場所がないと思うんですね。ですから、そういった息抜きがあるともうみんな行くから、これは非常にいい施設だと思うんです。

そういったことで、ぜひその道の駅を息抜きの場所に使っていただいたら、ましてや一番価値のあるのは遠くから来た人です、帰れませんから。そうすると、遠くに来た人が買い物をするれば、これは経済にプラスになるわけですよ。地元の人があそこで野菜を買っちゃうと、ほかの商店で買っているやつをそこで買うわけですから、そんなに旭市のプラスにならないけれども、遠くから来てくれる人が買い物をするというのは、これはもう道の駅の大きなプラスにもなるし、ぜひその辺を考えてもらいたいと思います。

それと、例えばそういったようにある程度踏み込んで皆さんが考えて、それを投げかければ、例えば薬のでき上がった表、パネル、中央病院にもありますけれども、あれと同じものを初めからつける。道の駅で安心して買い物をしている間に、パネルを見ると、あっ、俺の薬はでき上がったと、じゃ、そろそろ帰るか、そうすれば非常にいいかと思うし、道の駅にもそういった簡単に休めるところを造っておけば、買い物をしなくても、道の駅に行ってそこでお茶でも飲んでこようというそれがまた楽しみにもなる。これは、病院にもプラスになるし、非常にいいと思うんですね。

ですから、今、具体的にちょっと提案しましたけれども、こんなように、ぜひ踏み込んだ、こんなことはできないかということで踏み込んだ設計をしないと、いい設計はできないと思うんですよ。何かいつの間にかでき上がっちゃっていて、我々も完成形を後で知らされるだけです。ですから、ぜひその辺のプロセスをしっかりと踏んで、せっかくお金をかけて造る道の駅ですから、ぜひ皆さんが楽しんで買えるし、そして道の駅も大きく営業を伸ばしてプラスになるように、ぜひいい施設にしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一）　ごもっともでございます。そういった本当に休憩する場所、食事する場所、具体的に、今、準備委員会の中で、例えば普通の建物ではなくて、この上に植物を置いてそこで食事できたらいいなとか、具体的なことが幾つか出ています。委員が今おっしゃったいい提案もあります。そういったことを総合しまして、どういうふうに持っていこうかというのは、これからやっていきたいと思いますので、本当にありがとうございます。

○委員長（木内欽市）　ほかに質疑はございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦）　それから、滞納の関係でお尋ねしますが、滞納がかなりあるわけですね。そういう中で、行革課ができてだいぶ滞納整理していると思うんですが、そこで、ここではちょっと数字は分からないでしょうけれども、滞納件数がある中で、現在どのぐらいの差し押さえとかなんとかしたのか、それからそのうちでどのぐらい結局徴収できたのか、それから例えば差し押さえしても、そのままにしておいたら何もならないわけですね。ですから、差し押さえした中でどのぐらい執行したのか。それから、結局、滞納金には利息がつくわけですね。たしか十四、五%つくと思うんですよ。それで、実際問題として滞納に対しての利息は本来なら利息先入れ法になるわけですね。それで、市はそういうのをどういうふうにしているのか。そうでないと、利息先入れですから、幾らしたって税金は回収にならないわけですね。それらをどういうふうにしているのか、お尋ねします。

○委員長（木内欽市）　議案の審査は途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

休憩　午前10時52分

再開　午前11時　0分

○委員長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林　清明）　全体での差し押さえの件数、それから換価の件数、それから延滞金をどうしているのということですが、あいにく全てをつかんでおりませんので、税のほうは税務課長のほうからお答えするようにしたいと思います。

そこで、滞納繰越分の徴収状況についてご報告いたします。

これは1月末現在ですが、市税で対前年1.06ポイントの増、国保税で1.14ポイントの増、それから後期高齢者で18.49ポイントの増、保育料で13.08ポイントの増、介護で4.55ポイントの増、農集排で8.11ポイントの増、下水道使用料で10.09ポイントの増、それから学校給食で4.91ポイントの増、放課後児童で12.31ポイントの増とほとんどの債権について滞納分の処理が進んでいるという状況であります。

あとは税務課のほうから。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、2月末現在の差し押さえ件数でございますが、件数につきましては315件でございます。そのうち換価できたものが221件でございます。金額でございますが、市税につきましてはの差し押さえの金額ですが、約4億1,000万円でございます。そのうち換価できたものが市税で3,500万円でございます。国保税に関しましては、差し押さえ額が約1億8,000万円でございます。換価につきましては1,600万円という数字でございます。

それから、利息の関係なんですけど、徴収につきましては、さまざまなケースがございます。確かに利息を後回しという形のケースもございます。それから、元金と利息を含めての償還のケースもございます。なおかつ、利息だけ残っているケースというのもございますが、利息については、減額するとか、そういう形で対応しておりませんで、きちっと残して利息を含めての対応は常にしております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 市税で、315件、4億1,000万円の差し押さえ、現金化できたのは3,500万円、1割ないわけですが、なぜこういう数字になるのか。それから、金利、そうしますと、このままいきますと金利は徴収できないで終わっちゃうのか、その辺、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 差し押さえ、確かにこういう件数なんですけれども、その中には、当然、不動産を差し押さえした場合に、それが即換金になればいいんですが、不動産の場合は、ほとんどがすぐには換金という形にはなりません。それから、預貯金でございますけれども、預貯金も、預貯金があれば、差し押さえ事務はやります。ただし、即落とすというケ

ースもございますが、やはり預貯金は差し押さえたという通知を本人に一度出しまして、それでそうした中で、別に現金を用立ててくる場合もございます。その場合には、差し押さえた預金については解除という形をとっております。それから、給与関係の差し押さえもしてございますけれども、こちらにつきましては、やはり会社のほうと旭市のほうが連携しまして、例えば2万円の月賦でいくというようなことであれば、毎月、会社のほうから2万円のほうが送金になりまして、その滞納者が、例えば100万円とか50万円とか滞納額があった場合には、要は毎月2万円とか3万円でありますので、そちらもすぐには回収は全額できないというようなことで、差し押さえの金額と換価の金額の差がどうしてもそういう形で生まれてしまいます。

それから、利息なんですけれども、こちらにつきましては、残るというケース、先ほど言いましたように利息だけ残ってうちのほうと分割で納めている方も確かにございます。ですから、先ほど言いましたようにさまざまなケースがございますが、利息については常にそのまま対応していくということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、この給与等につきましては、生活費、この問題がありますから、全額、これは差し押さえできないと思うんですが、ただ、あまりにもこの差し押さえと、結局、換価できた、回収できた金額の差があるわけでございますが、このままやっていきますとさらに滞納金額が増えると思うんですよ。増えた場合、結局、納税者にも、かなり今度、利息、その面でも負担をかけると思うんですけれども、やはりそういうことを考えていけば、なるべく早く、傷の浅いうちに市として滞納整理に当たるべきが本当だと思うんですよ。そのためには、やはりもう滞納、例えば1年なら1年という中で、1年を過ぎたものは全部差し押さえ処分でも何でもすると、そういうふうにやらないとだんだん増えちゃうと思うんですね。それで、ほら、みんな、課長さん方も、もう二、三年したら異動だから、なるべく自分はそういう悪い人になりたくないからやらないという面も出ると思いますので、もうやはり市として、そこである程度年限を切った中でやっていくのが本当だと思います。その辺、十分検討してもらいたいと思います。

○委員長（木内欽市） 答弁は。

○委員（高橋利彦） いいです。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） それでは、お伺いします。

災害対策費、210ページ、津波避難施設整備工事ということで予算が組まれております。実は、11日の追悼式の帰りに、飯岡の避難タワーがある程度できておりますので、ちょっと見させていただきました。いろいろと工夫をしまして、なかなかよくできているなと思いました。階段ではなくて、ずっと車椅子でも上がれるように、ずっとらせん式になってまして、非常に、ああ、いいなと、思ったよりいいなというのが実感でございます。

ただし、これをどう防ぐか。何も囲いがなかった場合には、あそこは大変などうなるか分からない。例えば、暴走族なんかオートバイで上りたいよね、あそこは何もなかったら。きつと何か塞ぐ形になるんでしょうけれども、そうするとその辺の造り方をどうするのか、ちょっと考えているのか。何か物が津波で流れてきたときに、あまり頑丈に造るとそこにがちっととまって塔が壊されるということで、一番外側は、強い衝撃が当たると、手すりごとれるようにちゃんとできているんだそうです。ですから、やり方によっては、あそこは転落することもあるかもしれないし、その辺が心配だなと思って、考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） その辺が、細かい部分までこれからどの程度できるかというのが、これからの対策もありますが、造っている。今、基本的なものは、年中、上がれないようにする方法をまずはやろうかと思っています。ですから、災害の時には、例えば入り口のある程度上がった部分に、固定の蹴っついていかないととれないような方法のものを取り付ける、そんなことは、まず今、想定しています。よく例えばアパートの2階のベランダで、隣のうちの間にこんな敷居があるみたいなものなんですけど、ふだんとストップになって、それは災害のときは、もうぶっ飛んでいってどんと蹴っついて入ってもらって、そんな方法を今考えています。あとは、ふだんの例えば暴走族の関係だとか、人が寄ったとき入ったら光を照らすだとか、そんなセキュリティー面、どの程度いけるかはこれからになります。

以上です。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） その辺が、拝見させていただいてどうやるのかなと。団地なんかの場合には、プラスチックみたいなやつで、蹴ると割れて隣に行けるようになっているのかな。そ

うすると、今度、いざ年寄りが来て、車椅子で入るときこれはどうなのかなと思うし、ある程度、蹴破る訓練もさせて、地元の人を集めてやらなくちゃならないし、何かその辺が非常に難しいなと思っています。ひとつその辺はよく考えて、造ったはいいけれども、今度いざ鎌倉のときに使えなくちゃしょうがないわけですから、簡単に破れると、これは、悪いやつがいて年中壊されるということになるし、それともう1点、浜辺に近いところに造られるわけですから、やっぱりさびの面、その辺も非常によく考えていて、塔の上のほうのパイプは何か腐食しない金属で造ってあるそうです。よくできているなと思ったけれども、でも基本的なものは、あれはどぶづけの鉄材ですから、やっぱりあれだけ浜に近いと、恐らくもう5年やどのぐらいか、5年、49年ですか、49年はもたないな。これは、これで手直しのお金も随分これからかかっていくなというのを私、実感しました。今、新しく今度2基建設をされるという予定ですが、だからいろんなことを考えて、やっぱり盛り土にしてやるのもまた手かなと。

この間、市長の答弁では、1,000人避難できる場所を造るんだという話はちらっと言ったと思うんですね、何億円という話。そんなでかいのじゃなくて、小さいのを点々と造ったほうが、価値があると思うんですね。海岸線に、横に逃げていく暇があったら、やっぱり遠く縦に高さを求めて逃げなくちゃいけないのに、浜辺に1,000人乗れる盛り土を造って横に逃げていくというのは、こんなもったいないことはないと思うんで、その辺、ぜひあまり頭を固定しないで、地元の人を使いやすい、それから1,000年に1回の災害に備えるわけですよ。今、避難タワーは50年と言いました。私は50年もたないと思うんですけれども、50年もったとしても1,000年たつには20回建て直さなくちゃならないわけで、その辺の費用も莫大だなと思うし、ぜひその辺、ちょっと頭を絞っていただいて、いい安全な施設を造ってほしいと思います、じゃその辺一言。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） いろいろご心配、提案、ありがとうございます。

まず、その避難タワー、まず早急にできるものということで、まず24年度予算で2つ、それと25年、今回の予算でもう2つを計上させていただいております。市長は本会議で1,000人のお話をしたかと思います。それについて、やはりある程度の規模があって、それは、海辺沿い、今の位置、まだ場所も何もまだ決まっていない状態なんです、今の避難タワーの海からあの距離ではなくて、もうちょっと遠く、例えば車で逃げて、もちろん北へ逃げるでしょう。そうしますと、車で逃げてもオーケーな場合を考えて、ある程度1,000人、天井に、

台の上に乗れるもの、どうせ造るならそのぐらいのものを造ろうよと、そういう意識で話しています。ですから、タワーもそう、ビルもそう、その丘も、みんないろんな場面でいろんな使い方があるものが欲しいんですが、まずはできるものから順番にいろんな準備をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げたところでございますが、改めて予算の規模をご説明いたしますと、今回の補正額は3億1,400万円を加えたその後の規模ということで296億300万円となっております。

各事業内容につきましては、本会議においてご説明したとおりでございますが、今回の補正予算では、4つの基金につきまして補正を予定しておりますので、その基金に係る24年度末の現在高見込み等について申し上げたいと思います。

1点目は予算書の13ページになります。

17款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、現計予算では2億3,799万9,000円を取り崩す予定でございました。今回これを全て減額いたしまして、取り崩しをしないこととしております。これにより、24年度末の財政調整基金の残高は38億5,182万1,000円となる見込みでございます。

2点目は、その下の2目の災害復興基金繰入金で1,875万4,000円の繰り入れ、これは取り崩しでございますが、それを減額するもので、充当を予定していた農業集落排水事業の執行残、額が決定したことによってその執行残によるもの、同じく災害復興基金の積立金でございますが、これは歳出のほうの16ページになります。中ほどの2款1項4目財政管理費の説明欄の1番、災害復興基金積立金ということで、一般寄附金の受領見込み、これを加えるもの、これら取り崩しの減、それから積み立ての増によりまして、24年度末の災害復興基金残高は7億8,200万円余りになる見込みです。

同じく説明欄の２番、東日本大震災復興交付金基金積立金は３億１,５４１万６,０００円の計上でございます。飯岡中学校改築事業に係る復興交付金の交付決定額を積み立てるもので、２４年度末の基金残高は６億１,４５９万円となります。

少し上に戻りまして、１目の一般管理費の庁舎整備基金積立金、これは昨年に引き続きまして３億円を計上いたしました。２４年度末の基金残高は約１２億円となります。

これら基金のほか、一般会計所管の１３基金の合計でございますが、全体として１００億６,４８５万円余りとなる見込みでございます。

財政課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第９号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないので、議案第９号の質疑を終わります。

続いて、議案第２１号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第２１号につきましては、国のほうの地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この公布に基づきまして設定するものでございまして、本会議で内容についてはご説明したとおりでございますので、改めてここでは補足はございません。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないので、議案第２１号の質疑を終わります。

続いて、議案第２５号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） これも、本会議でご説明したとおりでございまして、同じく一括法の施行に伴いまして一部改正を行うということでございますので、本会議でご説明したとおりということでご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 議案第２５号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） これは本会議で説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 議案第32号について、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、本会議の補足プラス本日若干それに追加して説明させていただきます。

この条例は、職員派遣の適正化や職員の身分取り扱い等の明確化を目的とした公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、いわゆる派遣法に基づいて運用されているものであります。その派遣法第6条で、本来派遣職員の給料は、派遣元の市は支給しないとされておりますが、そのただし書きにおいて、派遣先の公益的法人の業務が市の事務事業と密接に関連している業務の場合は、例外として条例で定めるところにより、市が直接その給与を支給できる、そのようなことになっております。

現在、市では公益的法人であります社会福祉協議会とシルバー人材センターに職員を派遣しておりますが、その人件費については、現況、市からの給与支給ではなく、派遣先団体の財政事情等を考慮して、派遣職員の給与相当額を運営費補助金に含め支給しております。

この方法ですが、派遣法で、派遣職員の人件費を補助金で、支出することを直接に禁止しているものではございませんが、例外的に給与支給を認めているその法の趣旨が無意義になってしまうため、これは好ましい状態ではないということにされております。これまでの派遣職員の給与相当額を運営費補助金で、支給する方法を取りやめまして、派遣職員の給与については、本条例に基づいて支給するため、今回その所要の改正をするものでございます。具体的な改正につきましては、派遣職員に対し、市から支給できる給与の種類について、現行では、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、このような条例は整備しておりますが、そこに足りないもの、支給の一体性を図るために、これに、通勤手当、特殊勤務手当等の11手当を加え、一般の職員と同様の給与内容にする、そのような改正になっております。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第33号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これは、今までは人件費分を補助金として出していたけれども、これからは市でその人件費は払うと、こういうことだと思うんですが、そこで市と密接な関係と言いますけれども、例えばシルバー人材センターあたりが、具体的にはどういう密接な市の事業なのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） シルバー人材センターの設立の趣旨でございますが、その中で、老人と言ったら失礼でしょうか、シルバー世代の生きがい対策、それから生活費を得る部分もございます。これから超高齢者社会でしょうか、その辺に向かっているところが、かなり大きな意義があるものとして、かなりどこでも、国なり地方公共団体が支援して立ち上げてやっている事業でございます。その辺、例えば市の一部分でやってもいいじゃないかという、そういう判断がある中で、それを公益的法人に任せている仕事なもので、かなり密接な関係というふうに私どものほうは捉えております、ひとつ。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、市でやってもいいといいますか、実質、事業運営なんかも、全部、会長もいますし、あそこの職員がやっているわけですよ。それをあえて市から職員が行ってどういう、じゃ逆にどういう仕事をしているのか、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 現在、市の派遣職員ですが、全体の事務、運営といいますか、その部分、総体的に予算を作ったりとか、会長その他役員が、全体方針、運営方針を決めるためのもと作り、それから日々の運営の補助、そのような対応をしております。これから先は、だんだんその辺は、人材センターのほうで自主的にそういう方を雇っていただけるとか、そういう方向性にはなっと思っていますが、まだまだ市の職員の派遣の部分が必要だと判断しております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 会長がいて、会長がかなりやっています。それから、プロパーみたいな職員もいるわけですよ。ですから、市の職員がやる部分はほとんどないということで、私は聞いているんですよ。今であれば、市の職員、これは公務員を減らすわけにいかないから、結局、公務員減らしの一翼を担っているようなものなんですよ。むしろ私とすれば、こういうところから引き揚げたほうが、むしろ人材センターなんかもやりいいと思うんですが、今後どういうふうに考えているんですか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 今、派遣している職員は、事務局長として1人、ご存じのとおり派遣しております。運營業務を総括という立場でっております。このシルバー人材センターにつきましては、今、行革の一貫でっております事務事業評価の中でも、これからのあり方、今いろいろ内容を精査し、協議しているところです。先々の方向性としては、市の職員を派遣じゃなくて、そのプロパーの方にやってもらうとか、そんな方向性は出ております。それがいつからということは、ここでまだまだ明言できる状態ではございませんが、方向性は、考え方は一緒かなと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 議案第34号につきましては、本会議において説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これは滝郷診療所の医師の関係だと思うんですが、最初の保険年金課長の説明では、ここに着任する医師は、1日は東庄病院へ行くと、あとは滝郷診療所に勤めるという中で、1日分については東庄病院から給料をもらうと、そういう中で、あとは市の正職員になった中で、その1日分を引いた給料は払うということですね。

それで、総務課長、そんな中で、ただこれにつきましては、1日につきましては、市長が、特に認めた場合が該当するということでございますが、給与の支払い方法、それから東庄か

らどういうふうに給料をもらっているか、その辺、詳細に説明を願った中で、市長が特に認めた場合というのはどういうことなのか、詳しく説明をいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 前段、高橋委員のお話にありましたとおり、5日のうち4日、こちらへ勤めて、そういう形で間違いございません。

給与の支払いですが、こちらへ勤務分の給料を支払う、そういうことになります。給料表の張り付けは、中央病院の医療職の位置と同じ給料表を使いまして、今回それを設定したものです。その金額等は中央病院の同年の院長補佐等々と同額の設定でございます。一般職の職員の普通の給料の払い方になります。

それから、東庄病院のそちらからの支払い方法につきましては、こちら、市のほうは、全くその部分については関与しておりません。ですから、どのような方法でどのくらいというのは把握しておりません。

職務専念義務でございますが、1日、他の病院に行くということですが、それにつきましては、まず職務に専念する義務の特例に関する条例、まずこれが基本的に市でございます。ご存じのとおりでございます。こちらで、その条例の2条第3号の中で、市長が特に必要と認めて定めた場合、まず条例のこちらを該当させます。

追っかけまして、規則のほうで、同じ職務に専念する義務の特例に関する規則、この中で、この条例に規定する市長が特に必要と認める場合は、各号に掲げるとおりとする、これが2条にございます。その中で1号から11号までありますが、11号、一番下の号に、こちらで任命権者が特に必要と認めて許可した場合、こちらの両方を使いまして、職務免除を行う、そういう対応でございます。

必要な事項は市長が別に定める、そちらを使いますが、これは、この場合ですが、この職免を与えても、本来業務が達成できる、業務に影響がない、また職免のときは、無給でありますので、診療所は損失を伴っておりません。この辺も、給料支給の適切性もあると思います。その辺のことから判断しまして、市長は、職務免除、本人の申請に基づいて職務免除を与える、このような形で対応いたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、1日分の給料は、給料といいますか、日当といいますか、

それは市では全然分からないということですが、これは東庄と連絡をとってあるんですか。無料なんですか。当然その辺は、市は把握していると思います。それで、もらっていた場合は、これは兼職兼業にならないんですかね。

それと、あとは市長が認めた場合ということですが、具体的にはどういうことを認めたんですか、この規則にありますか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） まず、東庄病院と市側で連絡をというお話ですが、その辺は、私どものほうと東庄病院、直接具体的なものはとっておりません。

医師確保について、担当課でだいぶ前から進めておりまして、最終的に先生が、方向性として、今、勤めているところからこちらへ来てくれる、その辺のお話が出たときから、給与のトータルの額だとか、そういう条件整備といいますか、その辺の先生とのお話も始まったようです。そのたびに私のほうも、どういう形での給料の支払いはどうするのという、そういう報告を受けまして、こういう形を進めてきたわけです。

実際、東庄病院からの給料は本人がもらう、この辺は、先生との交渉の中で担当課のほうが付いているところです。その部分については、本人が東庄のほうと契約するということで、こちらは、その部分については、幾ら幾ら、どうなのという関与はしないということで来ております。

さて、前段、最初の質問の中で、例えばそこで兼業じゃないのという疑念だと思います、まずはほかからお金をもらっちゃってということで。その部分につきましては、地方公務員が営利企業等の従事制限、こういうのがございますが、まず基本的に一番もとは、報酬をもらって営利企業に従事してはならないというものがございますが、例外規定の中に、当該職員の占めている職と営利企業等の間に特別の利害関係がない、それとまたその発生のおそれがない、かつその企業に従事しても職務の遂行に支障がない、それが認められる場合に限って営利企業等に従事しても差し支えない、それは、その営利企業に従事する方が、任命権者のほうに、こういう形で私、勤めますよと申請を受けまして、その任命権者、ここで言う市長、市長が、その部分、いわゆる兼業じゃないのに当たる部分は、市長がまず許可をします。それで、営利企業に従事、まずはその部分はクリアできる。次に、その後、その後というか同時にならぬでしょうか、職免の申請をいただいて、1日の職免を与える、そんな形になっております。この部分については問題ないものと考えております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） まず、そういうことが分かっている中で、なぜ東庄病院と話を全然していないのか。それから、本来業務に影響がないということでございますが、通常の勤務というのは5日でしょう。それを4日にするということは、市が独断で認めたことでしょうか。

それから、同じような業務だから影響がないということですが、たしかそうかもしれませんが、しかし、そういうことであれば、じゃこの中の職員、例えば一番いいのは消防ですか、消防は警備会社と関連がありますから、例えば消防の職員がそれを申請したら、それは市で認めるんですか。やはり条例というのは、全般の職員に全てかかわることなんです。その辺、どういうふうに思いますか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） まず、営利企業の従事の関係ですが、何でもということでございせん。社会通念上これはいいだろうというのが大きな判断だと思います。国の国家公務員の場合もそのような場合にそういう許可をしている。それに基づいて、私のほうも判断しております。例えば、今、消防職員の話が出ましたが、それとだいぶ重さというか、違うかなと思います。

それと、一つの方法として、ご本人との交渉の中ですが、1日、まずはスキルアップのためにそういう時間が欲しい、そういう話が一番最初あったようです。その時点で、どこどこ病院という話は直には出てこなかったようです。1日の分は、例えば医師の場合、そういう形をとるのが一般的だと、全体でもそういう話がございました。1日分はスキルアップのための時間というお話もございました。結果的に、今まで勤めたのは東庄病院でございます。その辺のそちらをやめてこちらへという流れの中で、どうしてもその1日というのが結果的に残ったのかなと思います。

まず、とにかく恒常的にお医者さんをうちへ獲得するのが一番の命題でございましたので、その交渉する段階で先生の意向をかなり伺っております。先生の意向の中でも、向こうの病院側からの何らかのお話もあったかと思えます。

方法論として、うちで、そのまま、丸々5日のそのまま契約で勤めてもらって給与を払って、その1日分をあちらの病院と契約して、委託金を払う、そんな方法も一つの例としては考えました。それかこの方法、どちらかということを考えてやってきました。その辺も、本人との交渉の中で、やはり負担金の方じゃなくてという意向もございましたので、結果と

してこういう形で問題ないというふうに進めたものです。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、今、話を聞いていますと、国も、こういう場合、許可しているという国は、どういう業種というんですか、職種で許可しているのか。

それから、重さが違うということですが、結局、職員なら重さは全部同じでしょう。医者であろうと何であろうと、一般職だって同じだと思いませんか。

それから、スキルアップということですが、大学病院とかなんとかへ研修に行くのは、これはスキルアップですよ。東庄病院で、何でスキルアップなんですか、同じ類いでしょう。

それから、週に4日は、医師は一般的という話ですが、じゃ中央病院の医師はみんな4日勤務なんですか。

その4点、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） それでは、ただいまの件でございますが、まず当初、いわゆる滝郷病院の医者の確保の件で今の先生と交渉を始めた時点で、先生のほうの条件が、まず現状の中で1日だけでも、いわゆる勉強のために東庄病院の勤務は認められるのかということだったわけですね。その中で、じゃその1日分をどういう扱いにしたらいいのかという中で、内部の中で検討しまして、先ほど総務課長が申しましたけれども、いわゆる地公法で定めているまず職務専念義務の免除、これに該当すると。じゃ、それで職免については、いわゆるその長が認めれば、これはできるわけですね。それで、その中でまた、あとは市の職員の研修規程というのがございます。こういう中で、いわゆる職務に密接な関係のある知識技能、そういうものの取得の際には研修に出すことができるよと、こういうこともできるわけですね。とにかく、一応1日分については、先生の条件もあったので、医者を確保するためには、やはり結果としてこういうふうになりましたけれども、そういう条件を出されたもので、いわゆる法には触れないと、そういうことで理解していただきたいと思います。

それと、もう一つは、今現在、東庄病院で、いわゆる報酬を得ております。そういう中で、そのぐらいの報酬は、いわゆる同程度のものを保障していただきたいと、こういうのも条件でございました。それで、一応、先ほど言った1日分幾らぐらいになるという金額、その金額も、一応、先生のほうの概算は聞いております。ですから、そういうものを除いた中で、1日分は職免ですから、給料は、旭市のほうでは払わないで、後で4月以降、今度、東庄と

先生のほうで、いわゆる契約というんですか、契約と言うとおかしいか、そういう協定みたいなものを結んで、それでやっていくようでございます。

今の中央病院のほうでも週に4日間というようなことが出ましたけれども、一応、中では、前に滝郷へ病院から派遣してもらっていました。その時も、あれを1日の人もいれば、半日の人もいました。そういうケースもございます。

とにかく医者を確保するためのいわゆるこういう条件の中で話し合いした中ですから、とにかく一応ご理解をいただきたいと切にお願いします。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 苦肉の策だと思うんですが、やはり行政というのは、汽車の線路と同じ真っすぐ、横道にそれることはできないと思うんですよ。これじゃ、じゃほかの職員が、じゃそういうふうに許可してくれと言ったら、果たして市でするんですかね。

それと、中央病院は、じゃそれを聞いたら、今度、中央病院の医者の方先生方が、じゃ今度あそこもこうだからやってくれということになっちゃうでしょう。

あくまでも苦肉の策、それならなぜ市の職員として採用して、東庄へは1日出していいでしょうよ。出して、それでその1日分、市がもらえば、これが一番すっきりじゃないんですか。これでは、あまりにもやりたい放題なんですよね。そう思いませんか、総務課長。

やっぱりちゃんと条例もある、何もある、そこで市長の云々、これではまるっきり市長の権限、もう市長の権限というのは、もうがらがらぼんで何でもできるということになっちゃうでしょうよ。どう思いますか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） 今、好き放題という言葉も出ましたけれども、決してそのようなことでやっているわけではございません。

それと、今、高橋委員が一つの例を申しました。要するに、全部、旭市のほうで全額払って、それで東庄へ派遣した分は、要するに東庄から、直接、市のほうへ入れてもらおうと、こういう方法もございます。ただ、そうなりますと、本給、等級をだいぶ上へ上げなきゃならなくなっちゃうんですよ。

そういうこともあったもので、じゃ職免扱いにして、じゃ直接その分は東庄からもらって

もらうと、そういうような形をとらせていただきましたので、ご理解のほう、よろしく願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうした場合は等級が上がっちゃうということなんですが、じゃ何で、安い給料で医者が今度はここへ赴任するのかということなんですよ。そうでしょう。東庄の基準でやったらと、あとは言っても同じだからいい、しょうがないからいいです。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

続いて、議案第45号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議案内容につきましては、本会議で説明したとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第45号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第45号、新市建設計画の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、資料を1枚、A4の横長の資料がありますのでご覧いただきたいと思います。

これは今年度の国の交付金の配分の状況であります。ここに第5回申請分とありますけれども、これは国の受け付けの回数のことでありまして、旭市としては3回目ということになります。1月29日に申請しまして、3月8日配分された、その結果の報告でございます。

申請したのは1から4の事業でございます。1つ目は避難タワーの建設、2つ目は避難案内等の標識の関係、それから3、4は避難道路の関係、配分につきましては、残念ながら避難道路については配分されませんでしたということであります。

ただ、国は、今回は配分しませんでしたけれども、これから協議していきましようということですので、これから協議し、申請する予定としております。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、1点ご報告申し上げます。

千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金の減免基準額の引き下げが決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この件につきましては、旭市長より昨年3月1日に要望書を、また市議会より3月22日に

意見書をそれぞれ千葉縣市町村総合事務組合に議会よりも提出していただいた件でございます。

市としては、これまでの減免基準額、負担金と退職金のその累計収支差、その減免基準額を76億円、早急な実現をと考え、70億円に引き下げるよう要望していたところではありますが、組合議会としては、退職手当制度検討委員会から減免適用額を60億円に引き下げるという答申を受けまして、結果、減免適用額を60億円に引き下げることを25年2月25日に決定したものです。累計収支差60億円が出た部分について、次の年の減免対象ということになります。

これに伴いまして、旭市として平成25年度に納付する一般負担金が大幅に減額される、こういう見込みになったものでございます。

現時点で、24年度末の累計収支差、まだ確定ではございませんので、25年度の実質的な減免額、まだ計算できておりません。ただ、23年度末の同額の累計収支差とした場合で、おおよそ減免額が13億8,800万円、結果として納付額が4億7,000万円、そんな試算上のこれは報告です。

以上です。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長、手短にお願いします。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課からは平成24年度に実施した事務事業評価結果の概要についてご報告申し上げます。

24年度は、22年、23年の試行に代わりまして、実施要綱を定め、本格実施としたところでございますが、評価手法についてそれぞれの事務事業をよりよくしていくこと、これを基本といたしまして、改革・改善を着実に進めるため、現状把握をしっかりと行った上で、見直しをしてまいりました。

結果として、評価といっても、いいとか悪いとかの評価ではなくて、どう変えていこうかということを経験性として示したものであります。

対象とした121事業の評価結果を改革・改善により、コストや成果をどう変化させていくかの方向性で集計したもので申しますと、コストを削減しながら、成果を向上させていこうというものが21、コスト削減で成果維持、これが30、コスト削減で成果が低下するのやむを得ないとしたものが2、それからコスト維持、成果向上が37、コスト維持で成果も維持、これが14、コストも増加するけれども、成果を向上させていくんだというものが12、廃止・休止させようというものが5という数になっております。

これらの評価結果を25年予算にどう反映するかということが重要になるわけですが、一部

については反映ができたというふうに考えております。事業によっては、比較した年度の特
殊事情等もあり、単純な比較は難しいのですが、全121事業の合計を平成24年度と比較しま
すと、事業費ベースでは2,851万円の減、一般財源ベースでは688万円の増となっております。
これにつきましては、25年度から政策として子ども医療費助成事業の対象を拡大したこと、
これによりまして、この事業1つだけで、事業費ベースで8,938万円、一般財源ベースで
7,142万円、これが増額しているもので、この増額分を除きますと、事業費ベースで1億
1,789万円、一般財源ベースで6,454万円の減となります。今後も、評価結果に基づく改革・
改善案の具体化に努めるとともに、事務事業の見直しや予算への反映を通じまして、市の行
政運営の改善に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては、今、ホームページで発表の準備をしておりますので、それをご覧い
ただければと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） このたびの消防職員により引き起こしました不祥事の事案につきまし
ては、市民の皆様に対し信頼を損なう行為であり、深くおわび申し上げます。

事案内容であります。消防署中隊長消防指令、49歳、男性職員が、消防本部内において
長期にわたり他部署の女性職員に対し、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント
行為を繰り返し、精神的苦痛を与えたものであります。

処分内容については、行為者は停職3か月の懲戒処分、また職員の違反行為について管理
監督者としての指導監督に適正を欠いた行為は、地方公務員法第29条第1項第2号の懲戒事
由に該当するものとして、私をはじめ、消防署長を戒告に、消防署副署長を文書訓告の処分
としたものであります。

今後、このようなことが二度と発生することがないように、全職員の綱紀粛正を徹底してま
いる所存であります。申し訳ございません。

○委員長（木内欽市） 所管課の報告は終わりました。

所管事項の報告で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 防災総合推進事業の中に、避難案内表示等々ということで予算が盛られ
ております。今現在、南北道路に対しての表示がちょっと少ないんじゃないかという声もあ
るんですけれども、それと、あと津波の到達地点の表示をつけていただきたいという要望も

あるわけですが、その辺のところはどのように考えているか、お聞きします。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、お答えいたします。

東西線、飯岡片貝線までをほぼ上限、これは10メートル津波を想定してのものです。それと上に行きますと公共施設、そちらに約300基、標高板をつけました。今年度、25年度はそれを追っかけて、これから北へ上がる道路、ずっと飯岡から旭市の外れまで、その12本を避難路に指定する予定です。その避難路に指定して、そちらに追加で標示板をというふうな予定であります。

それと、前回の3.11の津波の標示高の関係ですが、今のところ5か所、人が集まる場所5か所に、記録に残るもの、記憶に残るものということで5か所を想定しております。その他の部分については、これからどうしていくかという検討事項であります。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ただいま消防署員の不祥事の問題、説明がありましたが、長期にわたりというお話であったわけですが、なぜそんなに長期間そういう問題が発覚しなかったのか、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 当初は、よく調べてみましたところ、髪型をからかったり、あとお菓子とか、そういうものを休憩時間ですけれども、もちろん無理に食べさせたりとか、そういう何か稚拙といいますか、そういう悪ふざけみたいな感じのものであったということでありました。それ以降、いわゆるハラスメントが、エスカレートしてきたというのが昨年の7月ぐらいからで、女性のほうも、隔日勤務でありますので、毎日ということではないんですけれども、それである程度エスカレートしてきて、我慢の限界に達したということで、2月22日、所長を通じまして私のところへ訴えが参りました。それで、事実関係を確認して今回の処分になりました。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましても、組織というのは、よく臭いものにはふたというようにことが往々に起こるわけですよ。ですから、そういうことは、なるべく早急に把握して、これからは解決すべきだと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 以前から指摘していますように、旭市というのはハラスメント体質が根付いていまして、それを改善するにはある程度年数がかかります。今は、今回、出ましたけれども、表に出ていない事例もありますし、加害者というのは、必ずしも課長、主幹だけじゃないんですね。ですから、教育委員会も含めて、全職員、きちっと臨時職員も含めて研修したほうがいいと思います。そうしないと、いつまでたっても同じ問題は繰り返すし、表にまた出てくる可能性は十分あると思っています。

これは要望です。答弁はいりません。

○委員長（木内欽市） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（木内欽市） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 8分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市